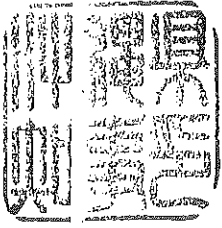


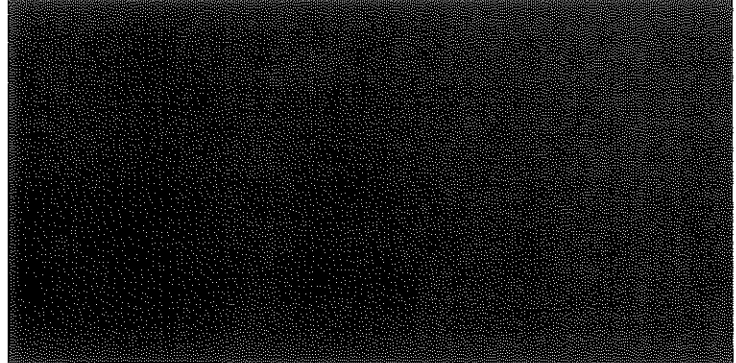
裁 決 書



審査請求人

代 理 人

処 分 庁



審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。)が平成30年11月22日付けで提起した処分庁 沖縄市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護申請却下処分 (平成30年11月21日付け沖市保第1121005号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対し、平成30年11月21日に決定した生活保護申請却下処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件処分に係る法令等の規定について
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行うことと規定しているところである。しかしながら、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

処分庁は本件処分の理由として、保護申請直前の平成30年10月18日に請求人の三男の銀行口座から引き出された38万円は、法第4条第1項の「利用し得る資産」に含まれ、その用途が適正であったかを確認する必要性が生じたため、法第28条第1項に基づき、請求人より聴き取りを行い、用途を裏付ける資料の提出を求めたが、請求人からは十分な協力が得られず、資産活用の忌避について疑念が晴れるには至らなかったことから、保護の決定に必要な調査を忌避していると認められるため、同条第5項に基づき本件処分を行ったとしている。

しかし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態のみに着目することは前述のとおりであり、たとえ保護申請前に多額の現金を銀行口座から引き出して不適切な用途に浪費していたと疑われるとしても、保護申請時点で保有していると判明している現金、預貯金等により保護の要否を判定し、保護を要すると判定されれば保護を開始すべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年5月7日
審査庁 沖縄県知事 玉城康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。